

兵庫県自動車事業協同組合 慶弔規程

(目 的)

第1条 この規程は、兵庫県自動車事業協同組合(以下「組合」という。)の組合員たる法人又は法人の代表者若しくは個人事業主(以下「組合員」という。)及び組合の役職員並びに関係団体等に対する慶弔金の支給について定めるものとする。

(慶弔金の種類)

第2条 組合員及び組合の役職員並びに関係団体等に対する慶弔金の種類を祝金、慶祝金、弔慰金、病気見舞金、災害見舞金とする。

(慶弔見舞金)

第3条 慶弔見舞金については、別表1のとおりとする。

(適用の特例)

第4条 前条別表に定めるもののほか、特別に考慮を必要とする場合は、理事長が定めるところによる。

附 則

この規程は、昭和62年5月13日から施行する。

- 2 別表1の改正規程は、平成3年4月24日から実施する。
- 3 平成13年8月20日一部改正(第1条、第2条、第3条 別表1)。
- 4 平成14年8月19日一部改正(定款変更に伴う規程名称変更)。

別表 1

1 祝 金				
	組合員及び組合の役職員の結婚		30,000円	
	組合員及び組合の役職員の出産		20,000円	
	組合員及び組合の役職員の配偶者の出産		10,000円	
2 慶 祝 金				
	組合員及び組合の役職員の叙勲		30,000円	
	組合員及び組合の役職員の褒賞		20,000円	
	組合員及び組合の役職員の大臣表彰		20,000円	
	組合員及び組合の役職員の知事表彰		10,000円	
	組合員の事務所新築落成		30,000円	
3 弔 慰 金				
	組合員及び組合の役職員本人		50,000円	
	組合員及び組合の役職員の父母及び配偶者		30,000円	
	このほかに花輪、盛花、供物等のうち(一)を贈ることがある。			
4 病 気 見 舞 金				
	組合員及び組合の役職員の入院日数	15日以上	10,000円	
		入院日数	1箇月以上	20,000円
		入院日数	6箇月以上	30,000円
5 災 害 見 舞 金				
	組合員及び組合の役職員の事業所又は住居の罹災			
	全	焼	30,000円	
	半	焼	15,000円	
	全	壊	30,000円	
	半	壊	15,000円	
	床上浸水		10,000円	
	その他については、その都度状況に応じて決定する。			
6 関係団体等に対する慶弔				
	交際の軽重もあり、その都度理事長が定める。			
7 本表に定めのない必要な事項については、その都度理事長が定める。				